


所管部課	都市建設部 下水道課	部長	田辺 康弘			
件名	東大和市下水道条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市下水道条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて、指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができるしくみ（以下「指定納付受託者制度」という。）が導入されることとなった。 指定代理納付者制度から指定納付受託者制度に移行することに伴い、指定納付受託者が納付した場合の下水道使用料の納期限についての規定を加えるなど、所要の改正を行うものである。 <p>(1) 主な改正点 徴収事務を東京都水道局に委託している下水道使用料について、指定納付受託者による納付の方法による場合の使用料の納期限についての規定を加える。 納入通知書（納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を発送し、又は送信した日から7日以内。</p> <p>(2) 施行日 令和4年1月4日</p> <p>(3) 影響及び効果 法令改正の内容に沿った多様な決済方法への対応が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過、国の動向）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年11月30日 東大和市下水道条例の一部を改正する条例 原案可決承認 文書課において審査済み。 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 徴収事務を東京都水道局に委託している下水道使用料について、スマートフォンアプリ等を利用した決済手段に係る手続き等の規定を整理することができる。 これに伴い、多様な決済手段の活用と合わせて請求書の電子配信によるペーパーレス化が多摩地域でも導入される（東京都特別区においては、令和3年度から試行的に導入）。 請求書の電子配信によるペーパーレス化が多摩地域でも導入されることについての市民への周知については、東京都水道局と調整の上、市報及び市公式ホームページに掲載する予定。 						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。